

令和5年6月23日

学生・教職員各位

環境安全保健委員会委員長

松ヶ崎キャンパス自転車入構ルールについて

今般、某国立大学の構内において自転車同士が衝突し、学生が意識不明の重体となる痛ましい事故が発生しました。

本学では、自転車による構内移動を禁止しているところですが、依然として構内を自転車で走行する者が多数おり、死角からの自転車の飛び出し等、重大な事故につながりかねない危険な状況の報告も複数寄せられています。

自転車で松ヶ崎キャンパスに入構しようとする者は、今一度本学の入構ルールを確認し、自身がルールから逸脱した行為をしていないか振り返ってください。定められたルールを守り、周囲の人に迷惑をかけることのないよう強く要請します。

[参考]

- 松ヶ崎キャンパス自転車入構ルールについて
<https://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/kotsu-01.pdf>
- 環境安全保健委員会 HP > 交通安全対策
<https://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08.html>
- 自転車駐輪許可申請について
<https://www.cis.kit.ac.jp/~shisetsu/anzen/08/kotsu-02.pdf>
- 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000224.htm>
- 京都工芸繊維大学松ヶ崎キャンパス入構車両管理規則実施細則
<https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frame110000225.htm>

【本件担当】

施設環境安全課 環境安全係

内線：7961・7962

E-mail：kanan@jim.kit.ac.jp

松ヶ崎キャンパス 自転車入構ルールについて

自転車で入構するには「自転車駐輪許可申請」が必要です。下記の自転車ルールを守り、事故防止に努めてください。



■ 自転車駐輪許可申請・登録シールの貼付

- 大学構内に自転車を駐輪する場合は、「自転車駐輪許可申請」をして、「登録シール」の交付を受けてください。
- 登録シールは車体後方の見やすい位置に必ず貼ってください。
- 登録シールの有効期限は交付年度の年度末(3/31)までです。毎年度、申請が必要になります。
- 登録手続きについては「自転車駐輪場許可申請について」を参照してください。



■ 駐輪場に停める／放置しない

- キャンパス内の駐輪場(東部駐輪場、北部駐輪場、西部駐輪場)に整列駐輪してください。
- 駐輪する際は、盗難防止のため必ず鍵(二重が望ましい)をかけてください。
- 駐輪場以外には駐輪しないでください。特に通用門や建物の出入口付近、緊急避難経路、緑地等に駐輪している場合は、直ちに移動もしくは撤去することがあります。
- 卒業時など不要になった自転車は大学構内に放置せず、各自で処分してください。



■ 自転車での構内移動の禁止

- 自転車で出入りできる門は「中央西自転車通用門」「西門」「中央東門」「馬橋門」の4か所です。「中央西門」「東門」「西北門」からの出入りは禁止です。
- 自転車で入構できる区域は、門から直近の駐輪場までです。それ以外の構内自転車走行は禁止です。
- キャンパス内移動を目的とした自転車の利用は絶対にしないでください。
- 構内における自転車事故、盗難、損傷等については、本学は一切その責を負いません。
※ 走行禁止区域で事故を起こした場合は、学生教育研究災害傷害保険(学研災)の保証対象外となりますのでご注意ください。

ルール違反のペナルティーについて

- 有効な登録シールが貼付されていない自転車、駐輪場以外に駐輪している自転車は、移動・施錠・撤去等の取締りの対象となります。
- 度重なる駐輪違反やマナーの悪い場合は登録を抹消し、自転車での入構を禁止することがあります。